

9705.22 1. 剥製にしたホッキョクグマ

本品は、台付きの、剥製にしたホッキョクグマである。

通則1及び6を適用

4303.90/1、9705.29/1及び9705.29/2 参照

**9705.29 1. 2羽の剥製にした鳥**

本品は、生息地を模した台に取り付けた、2羽の剥製にした鳥である。

通則1及び6を適用

4303.90/1、9705.22/1及び9705.29/2 参照



9705.29 2. おおじかの頭から肩まで（生皮）の装飾品

本品は、おおじかの頭から首までの生皮から成り、枝角付きである。内部（枝角を支える部分の頭蓋骨を除く。）は取り除かれ、成型したポリウレタンに取り替えられている。目は人造のものに取り替えられている。

通則1及び6を適用

4303.90/1、9705.22/1及び9705.29/1 参照

